

◆ 75 歳未満でも、要件を満たす方は後期高齢者医療制度に加入できます

後期高齢者医療制度は満 75 歳の誕生日から加入いただける医療保険制度ですが、一定の障がいのある方は 65 歳から加入することができます。「一定の障がい」は、次のとおりです。

- | | | |
|-----------------|-----|------------------|
| ①国民年金法等の障害年金の等級 | ・・・ | 1 級、2 級 |
| ②身体障害者手帳の等級 | ・・・ | 1 級から 3 級、4 級の一部 |
| ③精神障害者保健福祉手帳 | ・・・ | 1 級、2 級 |
| ④療 育 手 帳 | ・・・ | A |

※お手続きの時は、お持ちの資格確認書（または健康保険証）のほか上記の「一定の障がい」を確認できる書類（身体障害者手帳や年金証書など）をお持ちください。

後期高齢者医療に加入すると、医療機関の窓口で支払う自己負担額が 1 割負担（所得の状況によっては 2 割または 3 割）となるほか、負担いただく保険料も変わります。

75 歳未満の方で後期高齢者医療制度へ加入を希望される時は、町民課国保医療係にご相談ください。

◆ 医療費のお知らせの発行回数が変わります

「医療費のお知らせ」は、診療を受けられた医療費の総額をお知らせすることにより、一人ひとりが自分の健康管理を行い、適正な保険診療を受けていただくための目安として送付しているものです。

昨年度までは年 7 回送付していましたが、令和 7 年度から年 1 回の発行に変更します。令和 7 年度は、令和 6 年 11 月～令和 7 年 10 月診療分を令和 8 年 1 月下旬に送付予定です。

※マイナンバーカードを健康保険証として登録すると、マイナポータル上で公的医療保険に係る医療費の情報を確認できるようになります。

◆ ジェネリック医薬品差額通知の発行回数が変わります

先発医薬品から後発医薬品（ジェネリック医薬品）に切り替えた場合に、薬代がどれくらい削減できるのか、その差額を紹介した通知書を発送しております。

昨年度までは年 6 回送付していましたが、令和 7 年度から年 3 回の発行に変更します。令和 7 年度は、6 月、10 月、2 月に送付予定です。

※後発医薬品（ジェネリック医薬品）に切り替えた場合の削減額（差額）はマイナポータルでも確認できます。

◆ 生活習慣病を予防し、毎日を元気に過ごせるように特定健診を受けましょう

生活習慣病（高血圧症、糖尿病、脂質異常症等）は重症化すると脳卒中、心筋梗塞等のリスクがあります。初期は自覚症状がない場合も多いため、早期の発見・予防が重要です。そこで、町の国民健康保険に加入されている 40 歳以上の方には、特定健診の問診票等一式をお住まいの地区の集団健診の日程に合わせて順次発送しています。問診票等一式が届いたら内容をご確認いただき、積極的に健診を受けてくださるようお願いいたします。

特定健診のお問い合わせは健康福祉課健康推進係（☎ 86-0210）をお願いします。

戸籍に 氏名のフリガナが 記載されます



(戸籍の写しイメージ)

全部事項証明	
本籍 氏名	山形県西置賜郡白鷹町大字〇〇〇 白鷹 太郎
氏の振り仮名	シラタカ
戸籍に記載されている者	【名】太郎 【名の振り仮名】タロウ

これまで、氏名の振り仮名（フリガナ）は戸籍上記載されていませんでしたが、令和7年5月26日の改正法施行により、戸籍の記載事項に、新たに氏名の振り仮名が追加されることになりました。

《振り仮名が記載されるまでの流れ》

1. 振り仮名通知の内容を確認

住民票の情報をもとに、戸籍に記載される予定の振り仮名が通知されます。通知は、令和7年5月26日以降3カ月程度で、原則として戸籍の筆頭者（除籍の場合配偶者等）宛てに本籍地より送付される予定です。

2. 氏名の振り仮名の届出

【通知内容に誤りがあった場合】

施行日（令和7年5月26日）から1年以内に必ず届出を行ってください。

【通知内容に誤りがいない場合】

施行日から1年後に通知どおりの振り仮名が記載されますので、届出いただく必要はありません。なお、早期の記載を希望される場合は届出が必要です。

○届出人

- ・氏の振り仮名…原則として戸籍の筆頭者（除籍の場合配偶者、両方除籍の場合は構成員）
- ・名の振り仮名…戸籍に記載されている本人（15歳未満の方は法定代理人）

○届出先

本籍地または住所地の市区町村のほか、マイナポータルを利用したオンラインによる届出も可能です。

3. 市区町村長による職権記録

施行日（令和7年5月26日）から1年以内に届出をされなかった場合、通知どおりの振り仮名が戸籍に記載されます。

戸籍の振り仮名制度について、詳しくは法務省 HP でご案内していますのでご参照ください。

※振り仮名の届出に手数料は一切かかりません。また、届出をしなかったとしても、罰則や罰金はありません。詐欺には十分ご注意ください。

【問い合わせ】 町民課戸籍年金係 ☎ 85-6129



◀法務省 HP はコチラ